

佐賀県告示第 57 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 6 年 3 月 16 日に失効する。

令和 6 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8R) -N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：MiPLA、MIPLA、Methylisopropyllysergamide）及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Butonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 1-(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ) ブタン-1-オン（通称名：N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。